

愛知県最低賃金は

令和4年10月1日から

31円up

時間額

986 円

に改正されます。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング等の導入)などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。



お問合せ先：電話0120-366-440【受付時間】平日8:30~17:15(業務改善助成金コールセンター)